

令和3年度
第4回鹿屋市子ども・子育て会議



令和4年1月28日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

1 報告

(1) 令和3年度第3回鹿屋市子ども・子育て会議の報告 …… P 1

(2) 認定こども園の1号教育認定に係る経緯 …………… P 6

2 議事 …………… P 11

(1) 令和4年度教育・保育施設の定員変更について………… P 12

3 その他

(1) 鹿屋市児童センターに関する意見聴取の取組について…… P 17

1 報告

(1) 令和3年度第3回鹿屋市子ども・子育て会議の報告

令和3年度 第3回鹿屋市子ども・子育て会議 会議録（要点筆記）

日時	令和3年12月17日（金） 14:00～15:30	
場所	鹿屋市役所 7階大会議室 （一部オンラインにより出席）	
委員出欠	出席委員 23名	朝野委員、エルメス委員、鮫島委員、立切委員、 鶴田委員、山口（翔）委員、山口（な）委員、安樂委員、 森委員、宮脇委員、副田委員、藤井委員、軀川委員、 宮下委員、久野委員、新川委員、有川委員、清水委員、 柳田委員、兒島委員、川崎委員、末吉委員、吉永委員
	欠席委員 4名	米重委員、寶満委員、堂園委員、渡邊委員
事務局及び 関係課部課 出席者	深水部長、栢木課長、井料課長補佐、下假屋係長、須山係長、 山下係長、松元係長、今原主査、小倉主任主事 （福祉政策課）赤崎係長 （健康増進課）川野主査 （教育総務課）川越課長 （学校教育課）藤崎指導主事 （生涯学習課）岩元指導主事	

【1 開会】

【2 報告】

(1) 令和3年度第2回子ども・子育て会議の報告

(2) 認定こども園における認定変更について

（委員の意見等）

（委員）

- ・報道があったことについて、委員間で共通認識されているのか。そうでなければ説明されても分からないのではないかな。
- ・報道がでたときに、一般市民として驚いた。報道の内容が事実と違うのであれば、説明をしたほうが良いのではないかな。

[事務局]

9月議会で「認定こども園の1号教育、幼稚園部分の定員超過の状況が見受けられるが、こういった現状なのか」といった問いがあり、その問いに対して、令和2年度鹿屋市にある認定こども園の中で1号の定員を超過した人数と、その部分に係る給付費の相当額は9千万円になりますという説明をしました。

新聞報道があったのは、「不適切」や「不正」という単語があったが、それについては、新聞社側が判断した単語であり、そのような「不正」という単語は使っておらず、また、返還をする、しないというような話もしておりません。

これは、鹿屋市だけの問題ではなく、全国的な問題であり、国の方でもこの問題を承知しているような状況です。全国でおきていることなので、しっかりと整理して来年4月からは適正と言われる範囲の中で調整をしていきたいという説明となります。

(委員)

新聞報道があつてから、事務局に委員への説明を提案したが、対応がなかった。県や国に問合せをしていることなど、現状の状況について回答があつても良かったのではないかな。

[事務局]

途中経過について説明がなかったことはお詫びいたします。

9月議会終了後、県を通じて国に問合せを行い、11月に国と県のそれぞれから回答がありました。その後、さまざまな調査等を行い、すべてを終えてからということで今になりました。

(委員)

鹿屋市としての具体的な方向性や対策については、国や県の結果待ちということでしょうか。

[事務局]

現行の制度の中で可能な限り手を尽くして、保護者、認定こども園、市民、地域の方からみても疑義がないような制度の運用を考えていきたいと考えています。

(委員)

新聞報道について、内容が違うことについての弁明や市民に向けてホームページに掲載するなど、何かしら対応をしたほうが良いのではないかな。

[事務局]

この問題は、国との確認・調整も必要であり、他市への影響もあります。鹿屋市の判断と他市町村の判断が異なることは、あつてはならないと思いますので、慎重に作業を進めなければならないことをご理解ください。

(委員)

この問題を公にしているのは、全国でも2つくらいの自治体しかないとのことですが、今回、大事にせざるを得なくなった背景やなぜ鹿屋市がクローズアップされているのか分からない。他の市町村では具体的な問題になっていないのか。

[事務局]

鹿屋市がこの問題を公にした理由は、昨年12月から鹿屋市内の社会福祉法人の特別監査を行っている中で、この問題を認識し、定員をはるかに超えた状態が発生しており、他の園においても同様に起こっていたので、これについては是正すべきではないかと市保育会に相談し、公にしながら適正化に向かいまいしょうとしたことでした。

この問題は、公になっているのは2つ3つですけれども、全国のすべての県で起きており、全国の保育協議会でも満3歳児の取扱いは議論をしてほしいと国に要請をしています。少しの自治体ではなく、全部の県で起きていることをご理解ください。

【3 議事】

(1) 令和4年度教育・保育施設の定員変更について

＜結果＞

①はらいがわ保育園については、判断基準を満たしていないため、今回は見送ることとする。

②いずみ幼稚園については、希望通り認めることとする。

※定員増と区分変更については、次回協議することとする。

＜質疑・意見等＞

(委員)

はらいがわ保育園について、判断基準を満たさないとあるが、令和4年度から認定こども園に移行する園が、判断基準を満たしていないにもかかわらず、定員の変更ができたという事例があった。どういう基準で判断基準を満たさなくても変更できるのか。

[事務局]

定員の増減の判断は基準が基本となるが、その結果、園の運営に厳しい不利益が生じるため、救済措置としてコンプライアンスの範囲内で認めていくといった考え方で整理しています。

(委員)

はらいがわ保育園の定員減については、なぜそれを認めていないのか。

[事務局]

10名の方の定員を減らすと、10名の子どもが入れなくなるという単純な理屈で、10名の子どもの行き場所がなくなります。空き待ちといって、年度途中で入れない子どもがいたりするのですが、更に入れなくなる子どもが増えるということもありますので、現状74人入っていただいているので、他の園との関係や子どもの行き場所を確保しておくという意味で、今回はそのような判断でご提案しているところです。

(委員)

はらいがわ保育園は、年長が何人減るから来年はこの人数でと考えたのではないのか。

[事務局]

現時点での判断のルールは前年の9月から今年の8月までの12月の平均で判断しましょうというのが今の判断のルールですので、来年そういう数字を確認したうえで、判断させていただきませんかということです。

(委員)

定員増と区分変更は来年1月に検討してからということであるが、区分変更で和光こども園が1号認定を30名増やして55名と大幅に変更されるということだが、どのような理由か。

[事務局]

1つは育児休業の取得向上を目指した取り組みを国・県・市町村が強化することが今後推察されるという理由。それに伴って男性の育児休業の取得が増えると考えられることから、0歳と1歳の子どもの保育が減少すると考えているようです。満3歳児以上については、特に教育認定は保護者の就労に関わらず入所可能となっていることから、希望が増加傾向にあるということで保育の方を減らして教育を増やすということで区分変更の申請をしてくているところです。

【4 その他】

(その他の意見)

(委員)

市役所で、居住地や職場から遠い園を紹介されたことがある。親としては、預けられればどこでもいいが、離れたところの保育園でもバスがあれば、利用できると思うので、その保育園のフォローを市役所から手厚くしていただければと思う。

[事務局]

ご意見としては十分わかります。街地区と周辺部の保育園全体としてのバランスも我々は考えていかなければいけないので、保育会と調整していきたいと思います。

(委員)

さきほどの定員減のことで、定員が減っても減らなくても、その園の先生たちの数は減らない。園児が入ってこなければその分の収入はないので、先生たちは辛抱しながら一年を乗り越えないといけないのだなと思いました。

(委員)

うちも上の子が2歳になって下の子が生まれたときに、近くはいっぱいだというので、遠い園を紹介をされたが、バス通園には不安な面もある。不定期でもいいので、遠くに預けている保護者の意見が聞ける機会を作っていただければ、今から子供を産んで育てていく人には大変参考になると思う。

[事務局]

判断基準については、今回、定員減だけを議論させていただき、増の部分は、判断基準を見直す予定であることから見送ることとしました。定員の増については、保護者からみた利便性の問題や幼稚園、保育園、こども園からみた地域のバランス、それぞれの園の努力の中での存続などをトータルで見た中で、保育会幼稚園協会のそれぞれに事前にご相談して、ある程度論点をしっかりと整理したうえで皆さんにお諮りしたいと思います。

[事務局]

人の配置基準は、0歳児は3人に1人の保育士が必要です。1歳2歳は6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳5歳は30人に1人になります。0歳児を入れるには3人に1人となりますので、受け入れ態勢が難しいところがあるので、他の園を案内せざるを得ない状況があるのはご理解いただきたいと思います。

[事務局]

子育て給付金について説明

次回開催予定日の連絡

【5 閉会】

認定こども園の1号教育定員に係る経緯

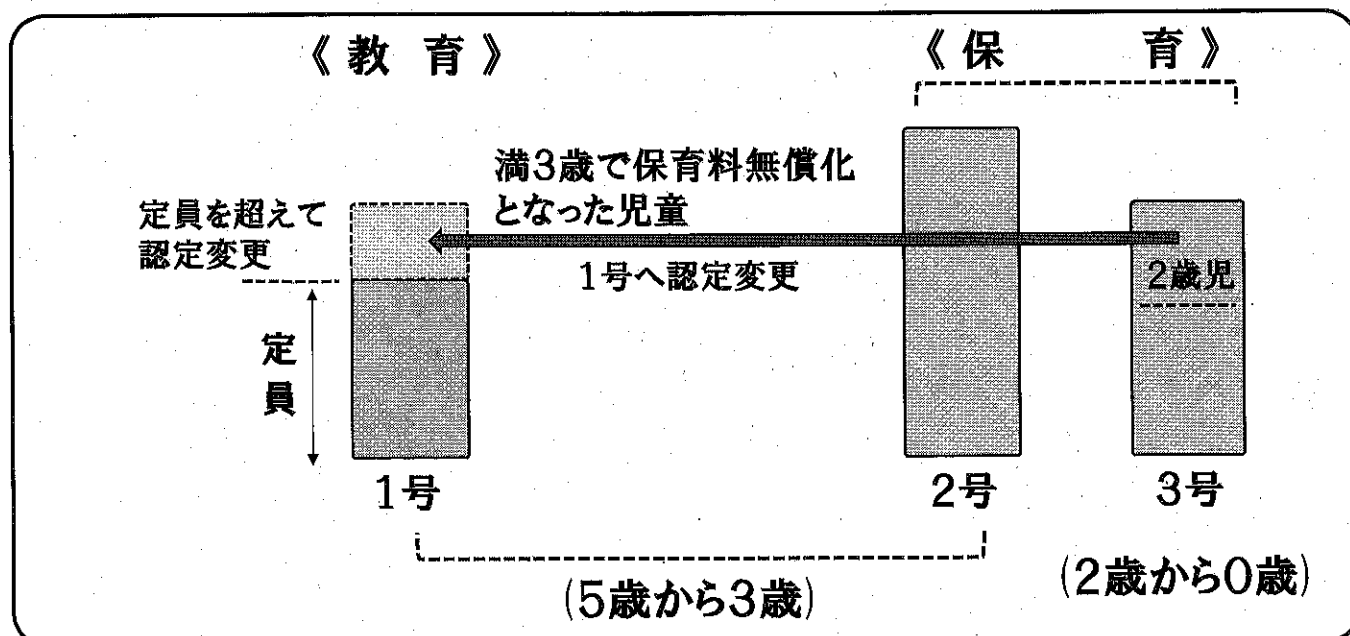
- 1 認定こども園の1号教育の現状について
- 2 議会答弁と新聞報道について
- 3 国の制度に対する認識について
- 4 本事案に係る国の見解について
- 5 適正な運用に向けた取組について

令和4年1月28日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

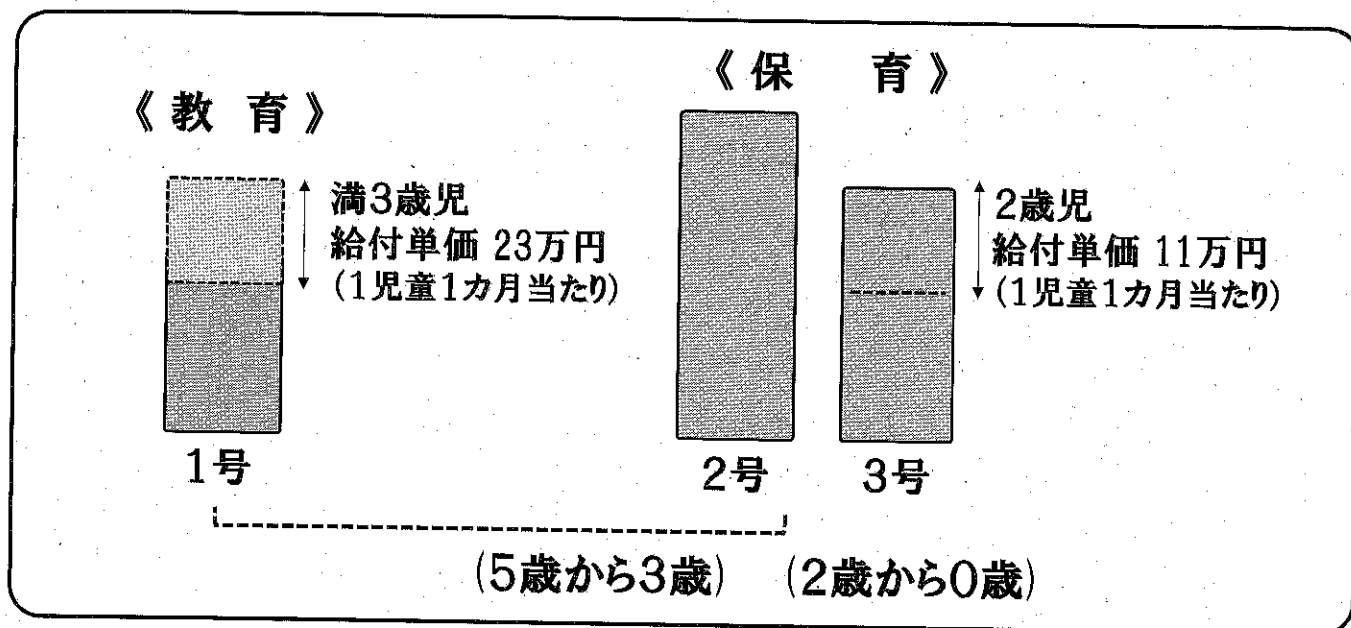
1-1 認定こども園の1号教育の現状について

令和2年度、複数の認定こども園で、1号教育定員の超過が生じました。理由は、3号2歳児が年度途中で満3歳になり、1号教育へ認定変更をすれば、保育料が無償となるため、保護者が希望したことによります。



1-2 認定こども園の1号教育の現状について

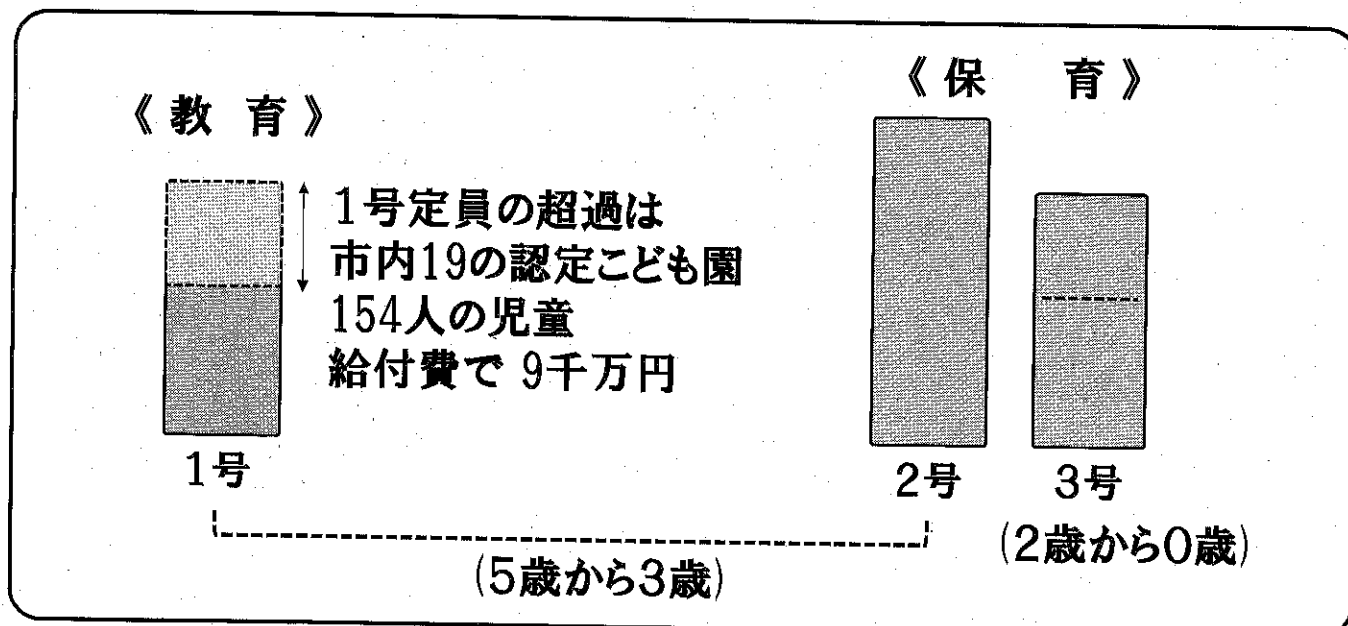
満3歳になり無償化を希望して、年度途中に、1号定員を超えて認定変更することは「需要の増大への対応」として、国の制度上認められています。この場合、2歳児も満3歳児も、年度中は同じクラスですが園に給付される単価は異なります。



2-1 議会答弁と新聞報道について

9月議会において、1号定員を超過した園の数と児童数、金額(給付単価の差)について質問があり、以下のとおり答弁しました。

「1号定員の超過は、市内19の認定こども園で、154人の児童であり、給付費の単純換算で9千万円となっています。」



2-2 議会答弁と新聞報道について

市の答弁に対して、次のとおり新聞報道がありました。

《市の答弁》

保護者の申請手続きに基づくわけですが、これは認定こども園の方が決定して、市の方に書類を送ってくるという流れで、手続き書類の動きそのものは、適切に行われていたわけでございます。

保護者もそうですし、認定こども園の方、それから私ども行政のほうも、ここの意識、認識、チェックというものが十分ではなかったという、そういう理解をしている、反省に立っているということでございます。

《新聞報道》

審査が不適切だったと認めつつも、十分に審査しないまま、不適切に補助した。

2-3 議会答弁と新聞報道について

市の答弁に対して、次のとおり新聞報道がありました。

《市の答弁》

保育会の方で議論をしながら行政も一緒になって今後の対応について協議をし、あるべき姿に向けて対応しようとしている最中でございますから、まずはその推移をしっかり見守ったうえで、今後どうするかは検討しなければならないと思います。

現時点で国から示されている基準の中では、ペナルティという要件があり、定員超過の状態が長期に渡り継続している場合、具体的には2年間連続の要件があるんですが、この国の基準に抵触する状況では、現在のところございません。

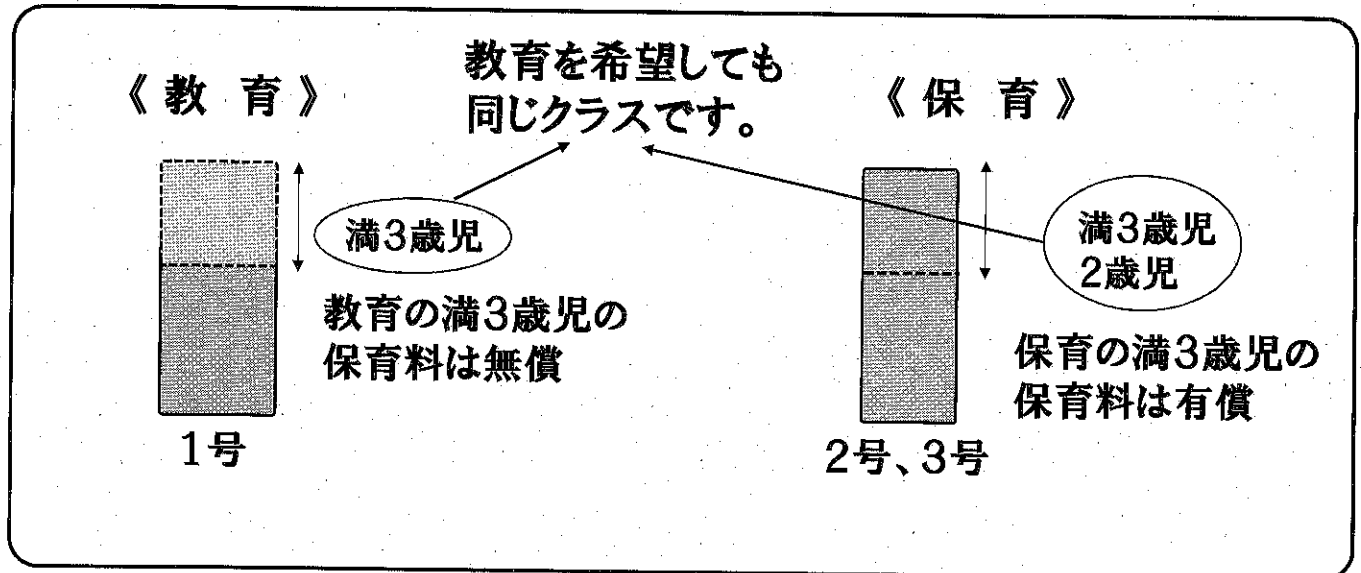
《新聞報道》

不手際があったため、支払った補助金の精査や返還は求めない、としている。

3 国の制度に対する認識について

3号保育で満3歳を迎えた児童は、「希望により」1号教育への変更申請しても、変更後もクラスは変わることなく、これまでと同じ2歳児の「保育の」クラスに引き続き残ります。

また、「同じ満3歳児」でも、1号教育の満3歳児の保育料は無償、2号3号保育の満3歳児の保育料は有償となっています。

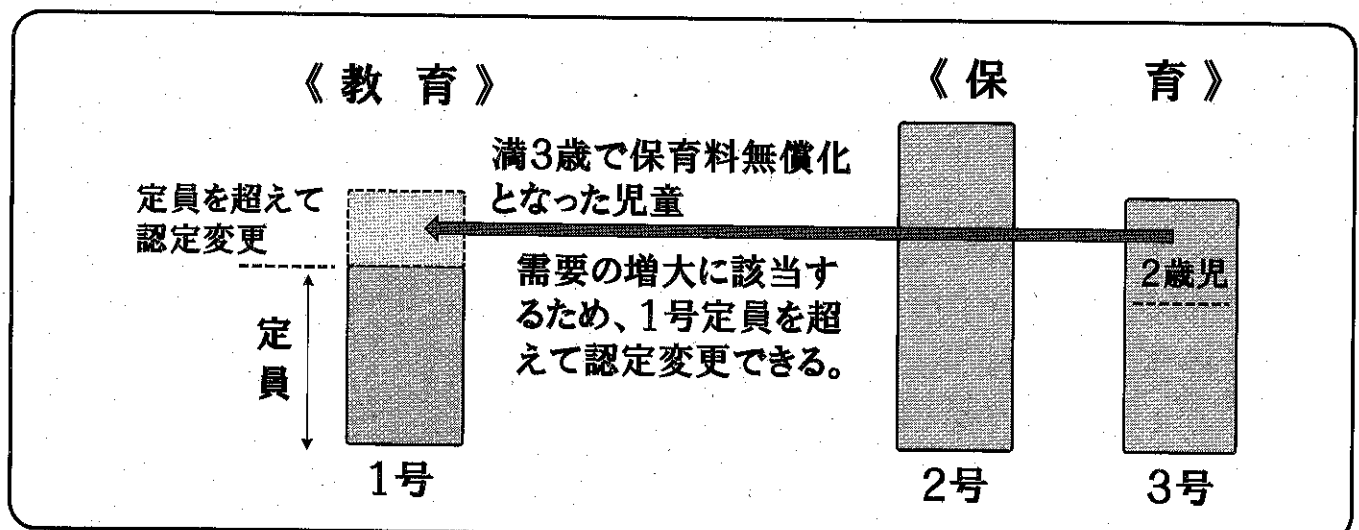


4-1 本事案に係る国の見解について

国の回答は次のとおりです。

「無償化の対象となるためであろうと、目的に関わらず、保護者が1号認定子どもとして利用を希望するのであれば、「年度中における需要の増大」に該当します。(1号定員を超過して認定することができます。)

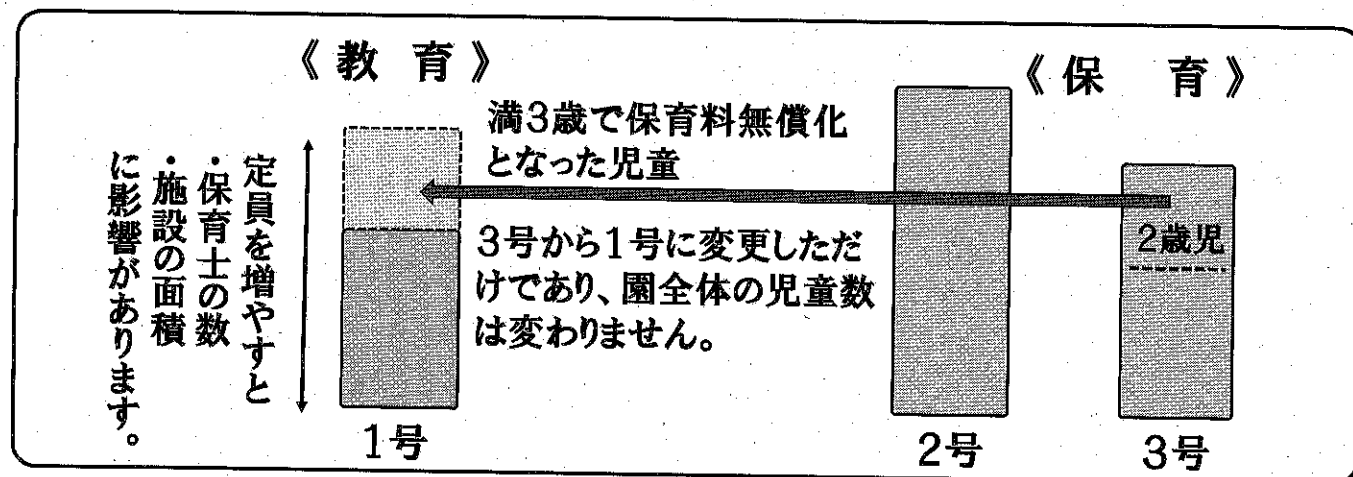
上記の場合、運用は可能であるが、公定価格(給付)上、適切ではないということになります。



4-2 本事案に係る国の見解について

国は、このような場合、1号定員を見直すことを提案していますが
今回の定員超過は、新たな児童が入园して生じているものではなく、既に
在园している保育要件の児童が(2歳児が満3歳になり)認定変更して、1号
教育の定員を超過したものであり、児童数が増加したものではありません。

児童数は変わらない中、1号定員を増やすと、園全体の保育士の配置や
施設の面積基準に影響があり、運営に支障が生じます。



5 適正な運用に向けた取組について

認定こども園の利用定員や認定変更については、8月25日開催
の子ども子育て会議で提示のとおり、保育会等の関係機関との協
議のうえ、適正な運用に取り組んでまいります。

【令和3年度の暫定的な運用】（保育会へ提示済み）

- 1 国の基準及び通知等に沿って「1号定員の遵守」を基本原則とします。
- 2 教育を希望して、2号又は満3歳を迎えた3号児が1号へ変更申請を行う場合は、1号の保育児童を2号保育へ変更する等の利用調整を行い、可能な限りにおいて定員超過の抑制に努めます。

2 議事

令和4年度に定員の変更を希望している教育・保育施設及び内容等については、下記のとおりです。

なお、今回は、定員増及び区分変更を希望している教育・保育施設（7施設）について議事としてお諮りいたします。

現行（令和3年度）						希望内容（令和4年度）				
区分	施設名称	定員内訳			計	定員内訳			計	
		1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児		1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児		
定員増	敬心保育園	10	38	42	90	15 (+5)	38 (±0)	42 (±0)	95 (+5)	
	わかば保育園	10	57	53	120	15 (+5)	54 (-3)	56 (+3)	125 (+5)	
	笠之原こども園	15	45	40	100	15 (±0)	45 (±0)	45 (+5)	105 (+5)	
	松下保育園	15	60	54	129	15 (±0)	60 (±0)	59 (+5)	134 (+5)	
小計		50	200	189	439	60 (+10)	197 (-3)	202 (+13)	459 (+20)	
区分変更	高隈こども園	5	22	23	50	10 (+5)	20 (-2)	20 (-3)	50 (±0)	
	杉の子保育園	10	36	24	70	15 (+5)	31 (-5)	24 (±0)	70 (±0)	
	和光こども園	25	54	36	115	55 (+30)	30 (-24)	30 (-6)	115 (±0)	
小計		40	112	83	235	80 (+40)	81 (-31)	74 (-9)	235 (±0)	
定員減	いずみ幼稚園	35	6	14	55	25 (-10)	11 (+5)	9 (-5)	45 (-10)	
	はらいがわ保育園	—	44	26	70	—	40 (-4)	20 (-6)	60 (-10)	
小計		35	50	40	125	25 (-10)	51 (+1)	29 (-11)	105 (-20)	
合計		125	362	312	799	165 (+40)	329 (-33)	305 (-7)	799 (±0)	

(1) 令和4年度教育・保育施設の定員変更について

① 定員増を希望している教育・保育施設（5施設）

ア 敬心保育園（令和2年度保育所等施設整備交付金活用）（定員増）

現行（令和3年度）				希望内容（令和4年度）			
教育	保育		計	教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児		1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
10	38	42	90	15 (+5)	38 (±0)	42 (±0)	95 (+5)



現定員		希望内容	判断基準との比較	
90人 (教育 10人) (保育 80人)		95人 (教育 15人) (保育 80人)	基準 2 (3) ④	・教育 1 号の定員は15人以下である。 ・国の保育所等整備交付金を活用しているため、 保育 2 ・ 3 号の定員は現状のままである。
変更希望理由		1 号定員の需要が多く、今後 1 号認定の増加が見込まれるため		
〔判定基準との比較内容〕 国の保育等整備交付金を活用した認定こども園であり、教育 1 号の定員は15人以下で、 保育 2 号・ 3 号の定員は現状どおりであるため、基準 2 （ 3 ） ④を満たしている。				

イ わかば保育園（令和2年度保育所等整備交付金活用）（定員増）

現行（令和3年度）				希望内容（令和4年度）			
教育	保育		計	教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児		1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
10	57	53	120	15 (+5)	54 (-3)	56 (+3)	125 (+5)



現定員	申請内容	判断基準との比較	
120人 (教育 10人) (保育110人)	125人 (教育 15人) (保育110人)	基 準 2 (3) ④	・教育1号の定員は15人以下である。 ・国の保育所等整備交付金を活用しているため、保育2・3号の定員は現状のままである。
変更希望理由		3歳以上児の教育認定と保育認定の定員区分の見直しと、1・2歳児の入所希望に答えるため	
【判定基準との比較内容】 国の保育等整備交付金を活用した認定こども園であり、教育1号の定員は15人以下で、保育2号・3号の定員は現状どおりであり、基準2（3）④を満たしている。			

㊦ 笠之原こども園（定員増）
現行（令和３年度）

教育	保育		計
１号 ３～５歳児	２号 ３～５歳児	３号 ０～２歳児	
15	45	40	100



希望内容（令和４年度）

教育	保育		計
１号 ３～５歳児	２号 ３～５歳児	３号 ０～２歳児	
15 (±0)	45 (±0)	45 (+5)	105 (+5)

現定員	申請内容	判断基準との比較	
100人 (教育 15人) (保育 85人)	105人 (教育 15人) (保育 90人)	基準 2 (3)③(ア)	- 平均入所児童数が定員の115%(97名)を超えていない。 [平均入所児童数：91.8名（108%）] - 潜在的待機児童が10名以上の月が1月以上ある（令和2年9月～令和3年8月）。 [潜在的待機児童が10名以上の月：令和2年10月～12月、令和3年1月～3月、5月]（7月）

変更希望理由 面積及び職員数に余裕がある

〔４月１日現在の利用者数〕

	H30		R1		R2		R3	
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者
教育（１号）	10	11	10	9	15	12	15	15
保育（２・３号）	90	102	90	101	85	96	85	95
計	100	113	100	110	100	108	100	110

〔月別利用者数（令和２年～令和３年）〕

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育（１号）	20	20	23	30	34	34	34	15	16	17	17	17	277	23.0
保育（２・３号）	97	97	94	86	85	85	85	95	94	93	95	96	1,102	91.8
計	117	117	117	116	119	119	119	110	110	110	112	113	1,379	114.9

〔月別待機児童数〕

令和２年９月～令和３年８月までの期間に、潜在的待機児童数が10名以上の月が７月あった。

〔笠野原小学校地区の状況（各年４月末現在）〕

	H30	R1	R2	R3
０歳～５歳	447	430	418	412
人口	4,954	5,020	5,139	5,210
世帯数	2,222	2,259	2,361	2,408

〔判断基準との比較内容〕

潜在的待機児童が10名以上の月が７月あるが、平均入所児童数が91.8名であり定員の115%(97名)を超えていないため、基準２（３）③（ア）を満たしていない。

① 松下保育園（定員増）

現行（令和３年度）

教育	保育		計
１号 ３～５歳児	２号 ３～５歳児	３号 ０～２歳児	
15	60	54	129

希望内容（令和４年度）

教育	保育		計
１号 ３～５歳児	２号 ３～５歳児	３号 ０～２歳児	
15 (±0)	60 (±0)	59 (+5)	134 (+5)



現定員		申請内容		判断基準との比較											
129人 (教育 15人) (保育114人)		134人 (教育 15人) (保育119人)		基準 2 (3)③(ア)		・ 平均入所児童数が定員の115%(131名)を超えている。 [平均入所児童数：132名 (116%)] ・ 潜在的待機児童が10名以上の月が 1月以上ある (令和2年9月～令和3年8月)。 [潜在的待機児童が10名以上の月：令和2年10月～12月、令和3年1月～3月] (6月)									
変更希望理由			空き待ち園児解消のため												
〔4月1日現在の利用者数〕															
		H30		R1		R2		R3							
		定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者						
教育(1号)		-	-	10	10	15	12	15	15						
保育(2・3号)		119	138	119	99	114	130	114	129						
計		119	138	129	109	129	142	129	144						
〔月別利用者数 (令和2年～令和3年)〕															
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均	
教育(1号)	17	19	21	21	21	21	21	15	15	16	18	18	223	18.5	
保育(2・3号)	135	134	132	133	133	134	135	129	131	130	129	129	1,584	132	
計	152	153	153	154	154	155	156	144	146	146	147	147	1,807	150.5	
〔月別待機児童数〕															
令和2年9月～令和3年8月までの期間に、潜在的待機児童数が10名以上の月が6月あった。															
〔第一鹿屋中学校地区の状況 (各年4月末現在)〕															
	H30		R1		R2		R3								
0歳～5歳	1,317		1,240		1,252		1,183								
人口	20,488		20,388		20,215		19,980								
世帯数	10,176		10,257		10,242		10,247								
〔判断基準との比較内容〕															
平均入所児童数が定員の115%を超え、潜在的待機児童が10名以上の月が6月あることから、基準2 (3) ③ (ア) を満たしている。															

② 区分変更を希望している教育・保育施設（3施設）

㊦ 高隈こども園（区分変更）

現行（令和3年度）

教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
5	22	23	50



希望内容（令和4年度）

教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
10 (+5)	20 (-2)	20 (-3)	50 (±0)

現定員	申請内容	判断基準との比較	
50人 (教育 5人) (保育 45人)	50人 (教育 10人) (保育 40人)	基準 2 (3) ①	・教育1号の定員は15人以下である。 ・定員増分と同数の保育2・3号を減員している。
変更希望理由	平均入所児童数が令和元年度から定員に至らなくなり、令和2年度は定員の84%又、令和3年度は88%と予想されます。このような現状であるので、教育の1号認定を5名から10名に変更し、2号・3号の減員をしたいと思います。		
〔判定基準との比較内容〕 教育1号の定員は15人以下で、定員の増員数と同数の保育2号・3号の定員を減員しており、基準2（3）①を満たしている。			

㊧ 杉の子保育園（定員増）

現行（令和3年度）

教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
10	36	24	70



希望内容（令和4年度）

教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
15 (+5)	31 (-5)	24 (±0)	70 (±0)

現定員	申請内容	判断基準との比較	
70人 (教育10人) (保育 60人)	70人 (教育15人) (保育 55人)	基準 2 (3) ①	・教育1号の定員は15人以下である。 ・定員増分と同数の保育2・3号を減員している。
変更希望理由	令和4年度も保護者の希望により1号の定員超過が想定され、保護者の平等性を鑑み、「令和3年度～令和7年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準」における【基準2】(3) ①により、1号定員を10名から上限である15名に定員増。それに伴い、文中に「定員増分と同数の2号・3号の減員を条件とする」とあるので、2号3号定員を60名から55名に定員減とする。総体の定員は変更後も変わらず70名なので、「区分変更」とする。		
〔判断基準との比較内容〕 教育1号の定員は15人以下で、定員の増員数と同数の保育2号・3号の定員を減員しており、基準2 (3) ①を満たしている。			

㊦ 和光こども園 (区分変更)

現行 (令和3年度)

教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
25	54	36	115



希望内容 (令和4年度)

教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
55 (+30)	30 (-24)	30 (-6)	115 (±0)

現定員	申請内容	判断基準との比較	
115人 (教育 25人) (保育 90人)	115人 (教育 55人) (保育 60人)	基準2 (3) ①	・教育1号の定が15人を超えている。 ・定員増分と同数の保育2・3号を減員している。

変更希望理由

今後、国、県、市町村が育児休業取得について取得率向上を目指した取り組みを強化すると推察する。特に男性育児休暇取得は大臣含め行政職員が率先して取得すると考えられることから、0、1歳の保育は減少すると考える。満3歳児以上児、特に教育認定は、保護者の就労を問わずに入所可能であることから、希望が増加傾向にある。今後の協議を含め、流れとしては、0、1歳未満児の保育減少、満3歳児以上の教育認定増加に対応できる定員を目指していきたいと考える。

〔4月1日現在の利用者数〕

	H30		R1		R2		R3	
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者
教育(1号)	25	25	25	23	25	22	25	18
保育(2・3号)	90	89	90	93	90	94	90	95
計	115	114	115	116	115	116	115	113

〔月別利用者数 (令和2年～令和3年)〕

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育(1号)	32	33	35	35	35	36	37	18	22	25	25	25	358	29.8
保育(2・3号)	91	93	91	91	90	91	91	95	92	89	91	92	1,097	91.4
計	123	126	126	126	125	127	128	113	114	114	116	117	1,455	121.2

〔月別待機児童数〕

令和2年9月～令和3年8月までの期間に、潜在的待機児童数が10名以上の月はない。

〔大始良中学校地区の状況 (各年4月末現在)〕

	H30	R1	R2	R3
0歳～5歳	304	308	297	291
人口	6,790	6,693	6,567	6,524
世帯数	3,356	3,320	3,271	3,279

〔判断基準との比較内容〕

教育1号の定員増分と同数の保育2・3号を減員しているが、教育1号の定員が15人を超えているため、基準2 (3) ①を満たしていない。

3 その他

(1) 鹿屋市児童センターに関する意見聴取の取組について

① 趣旨

昭和 55 年の供用開始から、長きにわたり利用されている鹿屋市児童センターが、今後も、利用者等から愛される施設となるよう、子育て支援施設の利用者や地域の方々に意見を聞くもの

② 施設概要等

㊦ 施設概要

名称		鹿屋市児童センター
所在地		鹿屋市今坂町 12440 番地の 6 (西原台小学校西側)
供用開始		昭和 55 年 4 月 1 日 (築 41 年)
利用対象者		①児童またはその保護者 ②子ども会および母親クラブ
利用時間		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
休館日		月曜日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
建物	構造	鉄筋コンクリート造平屋建 (耐用年数 47 年)
	面積	3 0 4 . 8 7 m ²
施設内容	屋内施設	遊戯室、集会室、図書室、用務・医務室、トイレ等
	屋外施設	広場、テニスコート、バスケットコート等
	主な設備	屋内：トランポリン、滑り台、卓球台等 屋外：砂場、シーソー、ジャングルジム、ブランコ等

㊧ 施設見取図



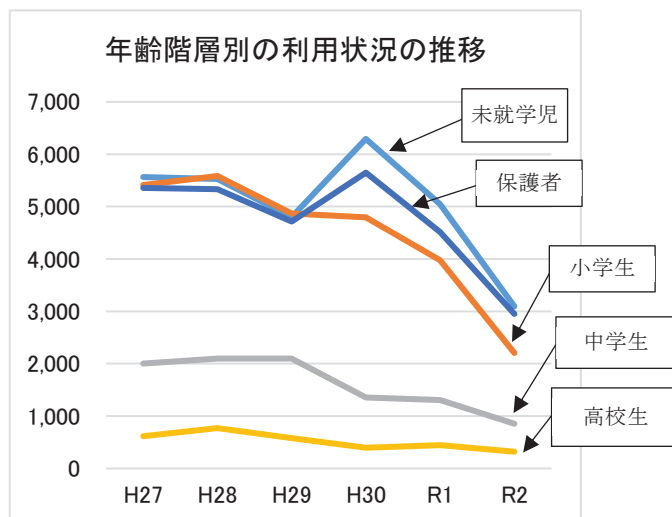
③ 利用状況等

㊦ 年間利用者の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数(人)	17,342	17,272	17,554	18,654	18,951	19,315	17,061	18,488	15,285	9,424
開館日数(日)	309	309	307	308	310	308	306	307	307	288
一日平均利用者数(人)	56.1	55.9	57.2	60.6	61.1	62.7	55.8	60.2	49.8	32.7
対前年度伸び率(%)	-	99.6	101.6	106.3	101.6	101.9	88.3	108.4	82.7	61.7

㊧ 年齢階層別の利用状況の推移

年度	項目	未就学児	小学生	中学生	高校生	保護者
R2	人数	3,095	2,205	854	320	2,950
	割合	32.8%	23.4%	9.1%	3.4%	31.3%
R1	人数	5,044	3,975	1,309	442	4,515
	割合	33.0%	26.0%	8.6%	2.9%	29.5%
H30	人数	6,293	4,794	1,355	397	5,649
	割合	34.0%	25.9%	7.3%	2.1%	30.6%
H29	人数	4,800	4,868	2,098	580	4,715
	割合	28.1%	28.5%	12.3%	3.4%	27.6%
H28	人数	5,527	5,585	2,098	770	5,335
	割合	28.6%	28.9%	10.9%	4.0%	27.6%
H27	人数	5,566	5,410	2,001	615	5,359
	割合	29.4%	28.5%	10.6%	3.2%	28.3%



④ 今後の予定

○ 総会等を活用して、母親クラブや地域の方々（地元町内会や校区PTA）の意見を聴取

○ 子育て支援施設（市内全域）の利用者については、アンケート等を活用して、意見を聴取

⇒ 鹿屋市児童センターが子育てをはじめ、地域の福祉に資するものとして利用者や地域の方々に愛されるものとなるよう、いただいた意見を参考にする。

日 程	内 容
R 4 年 1 月 28 日	○子ども・子育て会議での説明
R 4 年 2 月以降	○利用者や地域の方々の意見を聴取

鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	あさの つるぎ 朝野 剣	市民委員	
2		エルメス けいこ 恵子	市民委員	
3		さめしま え み 鮫島 江美	市民委員	
4		たちきり よしこ 立切 賀子	市民委員	
5		つるだ たかこ 鶴田 貴子	市民委員	
6		やまぐち しょうへい 山口 翔平	市民委員	
7		やまぐち 山口 なつき	市民委員	
8		よねしげ はなこ 米重 花子	市民委員	
9	第2号委員 学識経験者	ほうまん まこと 寶満 誠	鹿屋市医師会	
10		あんらく ひろし 安楽 博史	鹿屋市歯科医師会	
11		もり かつみ 森 克己	国立大学法人鹿屋体育大学	
12		どうぞの えいいち 堂園 栄一	鹿児島県大隅児童相談所	
13		みやわき けんろう 宮脇 健朗	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
14		そえだ あきひこ 副田 明彦	鹿屋市小・中学校校長協会	
15	第3号委員 子ども・子育て 支援に関する事業に従事 する者	ふじい みつはる 藤井 光晴	児童養護施設大隅学舎	
16		く がわ ひさし 軀川 恒	鹿屋乳児院	
17		みやした よしあき 宮下 義昭	鹿屋市私立幼稚園協会	
18		ひさの きよし 久野 清志	鹿屋市保育会	
19		しんかわ る み 新川 留美	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
20		ありかわ ふみと 有川 文人	鹿屋市学童保育連絡会	
21		しみず なおき 清水 直樹	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
22		やなぎだ あきこ 柳田 明子	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼ倶楽部（母親クラブ）	
23	第4号委員 その他市長が 必要と認める 者	こじま えりな 児島 依里奈	鹿屋養護学校PTA	
24		かわさき だいすけ 川崎 大輔	鹿屋市PTA連絡協議会	
25		わたなべ まさと 渡邊 正人	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
26		すえよし かつこ 末吉 勝子	鹿屋市母子寡婦福祉会	
27		よしなが こうじ 吉永 浩二	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間：令和2年5月1日～令和4年4月30日（2年以内）】

平成25年 6 月27日 条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。